

農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会の受講区分について

学校名	学科・コース	入学年度	次の実務経験を5年以上業として行った者等 ※1 ・愛玩動物の世話その他の看護 ・愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言 その他の支援 (動物看護師を養成する大学・養成所の教員、既卒・在学者、関係法令に携わる公務員等を含む)	認定動物看護師資格の有無	農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会(法附則第2条第1号) ※2	予備試験	国家試験
(株)ヤマザキカレッジ 日本動物看護学院	アニマルヘルス テクノロジーコース	昭和60(1985)年度～ 平成6(1994)年度	該当する	有	16時間	要受験	予備試験合格後に受験可能
				無	30時間		
専修学校 日本動物学院	動物管理学科	平成7(1995)年度～ 平成11(1999)年度	該当する	有	特例措置の対象外		予備試験合格後に受験可能
				無			
専修学校 日本動物学院	動物管理学科	平成7(1995)年度～ 平成11(1999)年度	該当しない ※3	有	特例措置の対象外		予備試験合格後に受験可能
				無			
専門学校 日本動物学院	動物管理学科	平成12(2000)年度～ 平成15(2003)年度	該当する	有	16時間	要受験	予備試験合格後に受験可能
				無	30時間		
専門学校 日本動物学院	動物管理学科	平成12(2000)年度～ 平成15(2003)年度	該当しない ※3	有	特例措置の対象外		予備試験合格後に受験可能
				無			
ヤマザキ動物 専門学校	動物管理学科	平成16(2004)年度～ 平成21(2009)年度	実務経験不問	有	16時間	不要	講習会修了後に受験可能
	動物看護学科	平成21(2009)年度～ 平成30(2018)年度		無	26時間		
	動物看護・美容学科	平成22(2010)年度～ 平成30(2018)年度		有	16時間		
	動物看護・美容・ トレーニング学科	平成22(2010)年度～ 平成30(2018)年度		無	26時間		
	動物看護・美容・ トレーニング学科	平成31(2019)年度～ 令和2(2020)年度		有	16時間		
	愛玩動物看護学科	令和3(2021)年度		無	26時間		

本データはあくまでも目安ですので、主務省より発表される情報でご確認ください。

※1 ご自身の実務経験についての確認は、下記リンク先の主務省の実務経験の例でご確認ください。

主務省HP 実務経験の例 [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/files/qualifi/route\\_3\\_2.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/files/qualifi/route_3_2.pdf)

※2 農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会（法附則第2条第1号）については、（一財）動物看護師統一認定機構及び（一社）日本動物看護職協会の講習会受講が必要となります。

主務省HP 令和4年度に実施する愛玩動物看護師法附則第3条第2項に規定する講習会（いわゆる現任者向け）

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/files/qualifi/route\\_3\\_1.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/files/qualifi/route_3_1.pdf)

主務省HP Q&Aの間6-5に記載されているとおり、法令上、講習会を受講する時期に制限は設けられていないため、実務経験5年以上を満たしていない段階又は在学中でも受講することは可能ですが、予備試験を受験するには実務経験5年以上が必要です。

主務省HP Q&A <https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/ga.html>

主務省HP 国家試験及び予備試験の受験者向け簡易版Q & A 問4の※2より、

「修学歴がある」として16時間の講習会を受講した予備試験受験希望者については、講習会受講区分が適正かどうかを確認するため、予備試験の受験手続の際に、予備試験に係る証明書の様式4を（一財）動物看護師統一認定機構に提出していただきます。予備試験に係る証明書の様式及び記載例は、指定試験機関である一般財団法人動物看護師統一認定機構のホームページに掲載しています。

動物看護師統一認定機構 HP <https://www.ccrvn.jp>

※3 実務経験5年以上業として行った者等に該当しない方について

注1 主務省Q&A 問5-8の1-(2)より、実務経験通知において、「農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者」は、以下の(1)から(3)に掲げる者であって業務に従事していた期間又は修学していた期間が5年以上である者であることとされています。ご自身の修学歴と勤務歴を今一度、ご確認ください。

(1) 動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に従事した者

(2) 法附則第2条第1号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって、①1年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者、②大学又は養成所の卒業要件を満たした者

(3) 国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法の施行事務に従事した者

注2 対象業務を業として行った施設、事業所又は団体が廃業（閉鎖）しており、これらの代表者による証明書の提出が困難な方は（一財）動物看護師統一認定機構より発表されている実務経験証明書 様式2にて申請が可能です。（一財）動物看護師統一認定機構より発表されている「予備試験に係る実務経験証明書作成の手引き」より）

（一財）動物看護師統一認定機構HP 予備試験に係る実務経験証明書作成の手引き

<https://www.ccrvn.jp/jitumukeikensakusei.html>

## 実務経験とは

主務省HP Q&Aより問5-7および問5-8を添付します。

詳細につきましては問1～9-8まで掲載されていますのでリンク先をご確認ください。

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/ga.html#Q20>

問5-7 予備試験の受験資格である実務経験はどのような業務でしょうか。（令和4年3月23日更新）

- 1、予備試験の受験資格として、法附則第3条第2項において、法第2条第2項に規定する愛玩動物看護師の業務（診療の補助を除く。（以下「対象業務」という。））を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了していることと規定されています。
- 2、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書を踏まえ、愛玩動物看護師法に係る実務経験の取扱いについて（周知）（令和3年消3消安第6607号・環自総発第2203162号。以下「実務経験通知」という。）が3月16日に発出されました。
- 3、実務経験通知において、「対象業務を5年以上業として行った者」は、以下の（1）から（3）に掲げる者であって対象業務に従事していた期間（実務経験）が5年以上である者であることとされています。
  - （1）獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。）において
  - （2）動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条に規定する第一種動物取扱業を営む事業所において、動物取扱責任者（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。）として、対象業務を行った者
  - （3）（1）及び（2）以外の者で動物看護（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。以下同じ。）に係る知識及び技能を有し、一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事した者
- 4、3の（1）から（3）までに該当する者の実務経験には、休業又は休職していた期間は含みません。

問5-8 予備試験の受験資格である実務経験と同等以上の経験を有すると認める者について教えてください。（令和4年3月23日更新）

- 1、実務経験通知において、「農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者」は、以下の（1）から（3）に掲げる者であって業務に従事していた期間又は修学していた期間が5年以上である者であることとされています。
  - （1）動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に
  - （2）法附則第2条第1号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって、次のいずれにも該当するもの
    - ①1年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者
    - ②大学又は養成所の卒業要件を満たした者
  - （3）国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した者
- 2、1の（1）から（3）までに該当する者の同等以上の経験には、休業、休職、休学又は留年していた期間は含みません。